

(2024 年 12 月 13 日)

2024 (令和 6) 年度 TOKYO CITY CANVAS 助成に関する質問・回答

1. 助成対象となる事業について

質問 1 既に設置されている「仮囲いアート」でも申請できるか。

回答 1 2025 年 3 月 25 日以降に設置 (掲示) されるものが対象となるため、既に設置されているものは対象となりません。

質問 2 小規模事業でも対象事業となるか。

回答 2 対象事業となります。事業の規模は問いません。

質問 3 都立や国立の学校などの仮囲いに掲示する場合、対象となるか。

回答 3 工事の施工者が東京都及び国の場合は、助成対象となりません。

質問 4 複数箇所に掲出することは可能か。

回答 4 複数箇所へのアート作品の掲出を 1 つのプログラムとして申請することは可能です。なお、同一申請者から複数の申請ができますが、採択されるのは 1 つの申請のみです。

2. 申請資格について

質問 1 法人格を持たない団体だが、申請は可能か。

回答 1 任意団体でも申請可能ですが、会則、規約などの提出が必要です。

質問 2 任意団体で申請予定だが、財務諸表について何を提出すればよいか。出納記録でも代用可能か。また、所定の書式はあるか。

回答 2 出納記録は代用不可です。昨年度 (もしくは直近の活動がある年度) の申請団体の財務状況や業績状況などを開示するための書類を提出してください。また所定の書式はありません。

質問 3 決算時期の都合上、申請時点で前年度の財務諸表の提出が難しい場合、直近の財務諸表の提出でよいか。

回答 3 問題ありません。

質問4 事業開始届を提出している任意団体で、申請を予定している。財務諸表は収支決算書ではなく、貸借対照表を提出することは可能か。

回答4 可能です。直近のものを提出してください。

質問5 指定管理者が中核となる実行委員会が申請団体になることは可能か。

回答5 可能です。ただし、実行委員会として、公募ガイドライン「4. 申請者の資格（2）団体の要件」を満たしている必要があります。

質問6 新たに設立した一般社団法人ですが、財務諸表はどうすればいいか。

回答6 団体の構成メンバーで幹事的な役割を担う方が所属する団体等の財務諸表、もしくは団体を構成する法人格を有する団体の財務諸表等を提出してください。

3. 助成対象経費について

質問1 仮囲いの壁や養生幕本体の設置費用は対象になるのか。

回答1 対象になりません。アートプロジェクトに係る部分のみの経費が対象になります。

質問2 製作・施工費は具体的に何が対象になるか。

回答2 仮囲いフェンスに貼るシールなど、アート・デザインを掲出するための施工経費等です。

質問3 アート・デザイン制作費は、どのようなものが対象か。

回答3 アーティスト・クリエイター委託費やクリエイション企画費、プランニング立案などの経費が対象になります。

質問4 アート・デザイン制作費が300万円を超えてしまう場合は、どうすればいいか。

回答4 アート・デザイン制作費として実費サポートできるのは、上限300万円までですが、300万円を超える金額については、助成対象経費として計上してください。

質問5 機材・設備を購入する場合、購入費は対象経費となるか。

回答5 対象経費となりません。

4. 関連要件について

- 質問1 大規模な屋外アートを実施するうえで規制はあるか。
- 回答1 屋外広告物条例に掲出できる広告物の大きさ等について規定があるため、申請時に必要な許可申請等の手続きを終了、あるいは事業実施予定までに終了する目途が立っていることなどが必要です。
- 質問2 屋外広告物条例の申請がおりなかった場合はどうなるのか。
- 回答2 助成金の交付はできません。
- 質問3 掲出するアートのジャンルに指定はあるか。
- 回答3 アートのジャンルに指定はありません。
- 質問4 作品の設置場所は申請者側で選んでよいのか。
- 回答4 設置場所は、申請者側で選んでいただいて構いません。
ただし、東京都内に限ります。
- 質問5 法的申請を行わないと助成が通らないのか。
- 回答5 法的許可申請が必要な場合は、掲出の前までに申請を行ってください。
法的許可申請が必要でないと申請団体が確認を得ている場合、必要ありません。（のちに法的許可が必要であると判明した場合は、助成金交付決定が取り消される場合があります。）
- 質問6 敷地内で仮囲いをされている工事現場であっても対象となるのか。
- 回答6 原則、外観から見える仮囲いにアート作品が掲出されるプロジェクトが対象となります。敷地内の工事現場の仮囲いについては、一般の方々が外から自由に鑑賞できるものかどうかなど、申請いただいた企画書の内容を基に助成対象となるか判断されます。
(敷地内に設置され、外部から誰にも見られない仮囲いは対象外です。)

5. 審査について

- 質問1 アーツカウンシル東京の他の助成も併せて申請を検討している。両方とも申請した場合、デメリットはあるか。
- 回答1 デメリットはありません。ただし、同一申請団体の同一事業が複数の異なる助成プログラムに採択されることはありません。

質問2 審査員はどのような方になるか。

回答2 芸術文化に関する高い知見を有している方や、都市ブランディング等に精通している方などをお願いする予定です。

6. 採択後について

質問1 助成金の支払いはいつになるか。

回答1 事業実績報告後の交付（精算払い）となります。

質問2 実績報告書の会計報告は資格を有する税理士・会計士が作成したものでなければいけないのか。

回答2 有資格の税理士、公認会計士が、実績報告書及び会計報告に関わる書類に誤りがないか確認したうえで「会計報告書」を作成していただきます。

質問3 掲出後の維持費、修繕費、撤去費などは助成対象となるか。

回答3 対象になりません。助成対象は掲出をもって事業終了となります。

質問4 会計報告は、自分たちで作成したものを提出することは可能ですか。

回答4 公募ガイドライン P.8「12. 助成金交付決定後の対応について」の（3）に示していますように、申請団体から公認会計士（または税理士）の方に会計報告に係る業務を依頼していただき、公認会計士（または税理士）の方に押印・署名いただく「会計報告書（原本）」を必ず提出していただきます（これは必須事項です）。

質問5 会計報告書について、サンプルなど参考になる資料が欲しい。

回答5 事前にはお渡ししておりません。

採択された団体様を対象に助成金交付説明会を実施します。様式など必要書類につきましてはその際にお渡ししております。